## 舞鶴市浄化槽設置工事に係る指名競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は舞鶴市が発注する浄化槽設置工事に係る指名競争入札 の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注方法)

第2条 当該工事は、建設業法 (昭和24年法律第100号) に規定する管工事 とし、浄化槽法 (昭和58年法律第43号) に基づく施工条件を付して指名競争 入札により発注するものとする。

(参加要件)

- 第3条 当該工事の入札に参加することができる者は、次の要件をすべて満 たす者とする。
- (1) 舞鶴市内に本社を有する者で、舞鶴市建設工事の競争入札参加資格等 に関する要綱(昭和39年告示第4号。以下「要綱」という。)の規定に よる競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による管工事業の許可を受けていること。
- (3) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第33条の規定による京都府知事への届出(特例浄化槽工事業者)をしていること。
- (4) 浄化槽設備士(浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士をいう。) を常時、直接雇用していること。
- (5) 舞鶴市下水道条例(昭和44年条例第6号)に基づく下水道排水設備指定 工事業者の指定を受けていること。
- (6) 建設業法、浄化槽法その他関係法令に違反なく工事施工が可能なこと。 (参加申請)
- 第4条 当該工事の入札への参加を希望する者は、要綱に規定する申請に添えて、前条第3号、第4号及び第5号を証する書類として、次に掲げる書類の写しを提出しなければならない。
  - (1) 特例浄化槽工事業者届出書又は特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書
  - (2) 常時雇用している浄化槽設備士の浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証
  - (3) 下水道排水設備指定工事業者の認定書
- 2 前項に規定する書類の受付期間は、要綱第4条に定める期間とする。ただ し、市長が特に必要と認める場合は、別に定めることができるものとする。

(特例事項)

第5条 当該入札参加資格の審査において、申請時点で、土木一式工事及び建築一式工事に係る舞鶴市建設工事競争入札参加資格を有するものについては、要綱第2条第7号の規定は適用しないものとする。

(等級の格付)

- 第6条 等級の格付については、当該年度における建設工事入札参加資格審査 基準による土木一式工事、建築一式工事及び管工事の等級の格付のうち、最 も上位のものを適用するものとする。
- 2 前項による等級の格付が該当しない場合は、最下位等級に格付けするものとする。

(発注標準)

第7条 当該工事の等級区分における発注標準は別に定める。

(登録の通知)

第8条 審査の結果、認定された業者には、浄化槽設置工事指名登録通知書(様式1)により通知するものとする。

(契約における要件)

- 第9条 工事請負契約における技術者等の配置に関して必要な事項は次のと おりとする。
- (1) 現場代理人を配置すること。
- (2) 建設業法第26条に規定する主任技術者及び監理技術者として、管工事を施工するにあたり必要な資格等を有する者を配置すること。
- (3) 工事を行うときは、浄化槽設備士の資格を有する者に実地に監督させること。
- 2 前項に掲げる者は、同一の者が兼ねることができるものとする。

附則

この要領は、平成17年9月22日から施行する。

附則

この要領は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成20年4月16日から施行する。

附則

この要領は平成28年6月1日から施行する。

附則

この要領は令和3年4月8日から施行する。

 第
 号

 年
 月

 日

様

舞鶴市長

## 浄化槽設置工事指名登録通知書

年度舞鶴市浄化槽設置工事に係る入札参加資格について下記のとおり認定 されましたので通知します。

記

等 級

登録の有効期限 年 月 日